【園則（運営規程）記載事項】

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（児童福祉施設内部の規程）

第 18 条　（略）

２　保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　施設の目的及び運営の方針

（２）　提供する保育の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（５）　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　乳児、満３歳に満たない幼児及び満３歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

（７）　保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　保育所の運営に関する重要事項

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（運営規程）

第二十条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一　施設の目的及び運営の方針

二　提供する特定教育・保育の内容

三　職員の職種、員数及び職務の内容

四　特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

五　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六　第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八　緊急時等における対応方法

九　非常災害対策

十　虐待の防止のための措置に関する事項

十一　その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

※園則において運営規程として必要とされる記載事項が網羅されていれば運営規程と兼ねることが可能